

旭川医科大学病院医療安全管理部要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和8年1月19日病院長裁定)

旭川医科大学病院医療安全管理部要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院医療安全管理部要項（平成16年4月1日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(業務)</p> <p>第2 医療安全管理部は、次に掲げる業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 医療の質の向上及び安全に関すること。(2) インシデントレポート等に関する調査・分析に関すること。(3) 医療事故防止のための改善策の企画・立案、実施及び実施状況の評価並びに院内における情報共有及び周知に関すること。(4) <u>医療事故調査委員会開催の要否</u>に関すること。(5) 院内各部署における医療安全管理状況の点検に関すること。(6) 医療の安全性に係る教育及び研修に関すること。(7) 医療の安全に関する最新情報及び警鐘事例の職員への周知に関すること。(8) 医療事故防止マニュアルの見直しに関すること。(9) 医療安全に関する院外への情報提供に関すること。(10) 医療事故等に関する診療録、看護記録等への記載が正確かつ十分になされていることの確認及び必要な指導の実施(11) 患者及び家族への説明など事故発生時の対応状況についての確認及び必要な指導の実施	<p>(略)</p> <p>(業務)</p> <p>第2 医療安全管理部は、次に掲げる業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 医療の質の向上及び安全に関すること。(2) インシデントレポート等に関する調査・分析に関すること。(3) 医療事故防止のための改善策の企画・立案、実施及び実施状況の評価並びに院内における情報共有及び周知に関すること。(4) <u>医療調査委員会開催の要否</u>に関すること。(5) 院内各部署における医療安全管理状況の点検に関すること。(6) 医療の安全性に係る教育及び研修に関すること。(7) 医療の安全に関する最新情報及び警鐘事例の職員への周知に関すること。(8) 医療事故防止マニュアルの見直しに関すること。(9) 医療安全に関する院外への情報提供に関すること。(10) 医療事故等に関する診療録、看護記録等への記載が正確かつ十分になされていることの確認及び必要な指導の実施(11) 患者及び家族への説明など事故発生時の対応状況についての確認及び必要な指導の実施

- (12) 医療事故等の原因究明が適切に実施されていることの確認及び必要な指導の実施
- (13) 医療安全に係る連絡調整に関すること。
- (14) 医療安全を確保するための対策の推進に関すること。
- (削除)
- (15) 病院各部門における医療安全対策の実施状況の評価に基づき、医療安全確保のための業務改善計画書を作成し、それに基づく医療安全対策の実施状況及び評価結果を記録すること。
- (16) 旭川医科大学病院医療安全管理委員会（以下「医療安全管理委員会」という。）との連携状況、院内研修の実績、医療安全に関する患者等の相談件数及び相談内容、相談後の取扱いその他の医療安全管理者の活動実績を記録すること。
- (17) 医療安全管理委員会の構成員及び必要に応じて各部門の医療安全管理の担当者等が参加している、各医療安全対策に係る取組の評価等を行うカンファレンスの開催に関すること。
- (18) 医療安全管理委員会の庶務に関すること。
- (19) その他医療安全に関すること。

(略)

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

【改正理由】

旭川医科大学病院医療調査委員会規程及び旭川医科大学病院死亡事例判定委員会規程を廃止し、旭川医科大学医療事故調査委員会規程に統合することに伴い、所要の改正を行うものである。

- (12) 医療事故等の原因究明が適切に実施されていることの確認及び必要な指導の実施
- (13) 医療安全に係る連絡調整に関すること。
- (14) 医療安全を確保するための対策の推進に関すること。
- (15) 死亡事例判定委員会開催の要否に関すること。
- (16) 病院各部門における医療安全対策の実施状況の評価に基づき、医療安全確保のための業務改善計画書を作成し、それに基づく医療安全対策の実施状況及び評価結果を記録すること。
- (17) 旭川医科大学病院医療安全管理委員会（以下「医療安全管理委員会」という。）との連携状況、院内研修の実績、医療安全に関する患者等の相談件数及び相談内容、相談後の取扱いその他の医療安全管理者の活動実績を記録すること。
- (18) 医療安全管理委員会の構成員及び必要に応じて各部門の医療安全管理の担当者等が参加している、各医療安全対策に係る取組の評価等を行うカンファレンスの開催に関すること。
- (19) 医療安全管理委員会の庶務に関すること。
- (20) その他医療安全に関すること。

(略)